

佐賀県告示第 178 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和 3 年 6 月 25 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団進齒科医院	佐賀市木原一丁目 24 番 38 号	平成 31 年 4 月 11 日
小野病院	佐賀市巨勢町牛島 244 番地 7	平成 31 年 4 月 18 日
池田内科皮膚科医院	佐賀市嘉瀬町大字扇町 2383 番地	平成 31 年 4 月 30 日
かわぞえ内科クリニック	杵島郡白石町福吉 1834-1	令和元年 5 月 31 日
フジセデンタルクリニック	佐賀市南佐賀一丁目 21 番 30 号	〃
さくら歯科医院	嬉野市嬉野町大字下宿乙 2124-3	〃